

7月21日(日)

群馬県知事選挙

第25回参议院議員通常選挙

より良いまちづくりのため、必ず投票しましょう。

問い合わせは、選挙管理委員会選挙係（☎内線538・539）へ。

投票できる人

桐生市の選挙人名簿に登録されている人で、下表1のとおりです。

投票の流れ

▼投票所入場券は郵送で
投票所の入場券は、1通に4人分までを記載した「シール式はがき」で郵送します。投票の際には1人分ずつ切り離してお持ちください。

入場券には氏名や投票所名などが記載されていますので、確認のうえお出掛けください。なお、入場券が届かない、または紛失した場合は、投票所で係員に申し出てください。

▼投票は午前7時から午後7時まで

投票時間は、いずれの選挙

も、午前7時から午後7時までです。ただし、馬立集会所は午後6時までです。

▼代理・点字投票

病気やけがなどで、文字が書けない人のために「代理投票」の制度が、目の不自由な人のために「点字投票」の制度があります。

投票の秘密は固く守られますので、必要な場合は投票所で係員に申し出てください。

投票日に投票所に行けないとき

▼期日前投票

仕事や旅行などで投票日当日に都合が悪い人は、期日前投票ができます。投票できる場所、期間、時間は下表2のとおりです。

住所にかかわらず、いずれかの期日前投票所で投票することができます。

また、期日前投票所では「宣誓書」の記入が必要です。宣誓書の用紙は投票所に用意

してありますが、各公民館と市ホームページにもありますので、あらかじめ自宅などで記入して持参することもできます。

▼滞在地などでの投票

投票日に仕事などで他市町村に滞在中の人は、所定の手続きを行うと滞在先の選挙管理委員会で投票することができます。

また、都道府県が指定する病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、その場所で投票することができます。

▼郵便による投票

身体に重度の障害がある人は、自宅から郵便で投票することができます。

この場合は、事前に選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」（7年有効）の交付を受け、この証明書に所定の請求書を添付し、投票日の4日前までに投票用紙を請求していた必要があります。

表1：投票できる人

	群馬県知事選挙	第25回参议院議員通常選挙
年齢要件	平成13年7月22日までに生まれた人（満18歳以上の人）	
住所要件	平成31年4月3日以前から桐生市に住んでいる人（桐生市の選挙人名簿登録基準日の3か月前）	
市外へ転出した場合	群馬県内への転出…「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示か、「引き続き県内に住所を有することの確認」を受ければ投票できます。 群馬県外への転出…投票できません。	桐生市から市外・県外に転出した場合でも、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていなければ、市内の投票所で投票できます。
市内で転居した場合	6月20日までの転居…転居先の住所地の投票所で投票 6月21日以降の転居…転居前の住所地の投票所で投票	

※転入日、転居日はいずれも市に届出をした日のことです。



表2：期日前投票

期日前投票所	投票できる期間	投票時間
桐生市役所 新里支所	7月5日(金) ～20日(土)	午前8時30分 ～午後8時
黒保根支所	7月13日(土) ～20日(土)	

※住所にかかわらず、いずれかの期日前投票所で投票可能
※黒保根支所は、7月13日(土)からとなります。

令和元年度

介護保険料通知書を郵送します

65歳以上で特別徴収の人（介護保険料が年金から差し引きされる人）には、7月末に「介護保険料決定通知書」を郵送します。

また、普通徴収の人（介護保険料が年金から差し引きされない人）には、7月中旬に「介護保険料納付通知書」を郵送します。

問い合わせは、長寿支援課介護管理給付係（☎内線課介護管理給付係（☎内線

390～393）へ。

普通徴収の納付

普通徴収の納期は、7月から翌年2月までの8回です。納期限までに忘れずに納めてください。

納付場所 市役所1階の長寿支援課、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館、指定金融機関 ※コンビニエンスストアでは

納付できません。

介護保険料の滞納にご注意ください

特別な事情がなく保険料の滞納が続くと、利用者負担割合が引き上げられるなどの措置がとられますのでご注意ください。

保険料の納付が困難なときは、早めに長寿支援課介護管理給付係へご相談ください。

65歳以上の低所得者 介護保険料が軽減されます

10月からの消費税率引き上げに伴い、令和元年度の介護保険料が軽減されます。

対象＝65歳以上で第1～3段階の所得段階に該当する人

問い合わせは、長寿支援課介護管理給付係（☎内線390～393）へ。

令和元年度介護保険料一覧（抜粋）

所得段階	年間保険料額 (カッコ内は 昨年度保険料)	対象者
1	2万9,700円 (3万5,600円)	①生活保護を受けている人 ②世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ③世帯全体が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人
2	4万7,500円 (5万5,400円)	世帯全体が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円以下の人
3	5万7,400円 (5万9,400円)	世帯全員が市民税非課税で、上記以外の人

※65歳以上の人の介護保険料は、本人の収入や所得、世帯の市民税課税状況を考慮して14の所得段階を設定しています。

介護保険料Q&A

Q1 介護保険料とは？

介護保険とは「老後の安心をみんなで支える」という仕組みです。高齢化に伴い増加する介護負担を軽減すべく、40歳以上の全ての人が介護保険料を納めます。

Q2 どうやって介護保険料を納めるの？

40歳から64歳までは医療保険の一部として、65

歳からは年金からの差し引き、または納付書での納付となります。

Q3 介護保険料は何に使われているの？

納められた保険料は、介護サービス費用に使われます。

国民年金保険料

免除・猶予の制度があります

国民年金には、所得が少なく保険料の納付が困難な場合に、保険料が免除される制度や、納付が猶予される制度があります。なお、猶予については、学生を除く50歳未満の人が対象です。

申請の審査は前年所得を基準とするので、所得の申告は毎年必ず行ってください。

また、免除と納付猶予の申請は、原則として毎年必要です。

ただし、前年度に全額免除または納付猶予が承認され、継続して申請を希望する人は申請不要です。

手続き 市役所1階の市民課 新里・黒保根支所市民生活課で行ってください。

手続に必要なもの 印、本人確認書類

問い合わせは、市民課年金係（☎内線273）または桐生年金事務所（☎442311）へ。